

三重県公安委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則

平成元年十二月二十六日
三重県公安委員会規則第三号

三重県公安委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則をここに公布する。

三重県公安委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則

三重県公安委員会規則の様式の適用については、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。ただし、三重県公安委員会が「様」と読み替えることが適当でないと認めたものについては、この限りでない。

附 則

- 1 この規則は、平成二年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に三重県公安委員会規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。